

絹本著色騎馬武者像足利義詮ノ花押アリ

国（文化庁保管）

一幅

指定年月日 重要文化財（昭和十年四月三十日）

修理年度 平成元・二年度

修理施工者 宇佐美松鶴堂

本像は彩色が厚く、かつ、丁寧に塗られているため、巻き上げによる折れや、皺に沿って剝落の危険が認められたため、修理を実施したものである。

修理に際しての肌裏紙を除去したあとの状況写真からも、細かな補絹が施されていたことがわかるであろう。修理にあたっての問題点のひとつとして、補絹部分を除去するか、残すかについての判断の妥当性がある。本像の場合、補彩は概してきわめて巧妙、丁寧に施されており、十分、再使用に価するものであったが、たとえば、手綱の部分は絹が欠失したあとに露出した肌裏紙に直接、補彩がなされていたため、残念ながら撤去せざるを得なかった。尻尾の部分も同様であった。現在は、尾の部分の補絹には薄い黒色を入れたのに対して、手綱については、一部に当初の藍・白の彩色が残っており、修理前の手綱が誤った形に彩色されていたわけではないが、現在の補彩方針に従って、地絹の色を入れるにとどめた。

一方、顔面部分については、肌裏除去後の写真で、ほぼ三角形で濃いめに写っている部分（大きなものだけで五ヶ所）が補絹である。これらは表側では当初部分より白くみえ、まるで「ナマズ（癩）」のような症状を呈しており、大変、見苦しい印象を与える。しかし、

補絹部分の多くは描線の一部にくいこんで、巧妙に補彩がなされているため、もし、これらを除去すると、眼・鼻・毛がきの一部が欠失することになることを考慮して、色調を当初部分に若干、あわせようにして、いずれも再使用することにした。

本像については修理にともなう新しい墨書等の発見はなかったが、画絹裏面からの観察によつて、手綱を握る左腕に懸けるように、弓がえがかれていたことがわかった。表からの観察でも馬の左後にかかる朱の尻懸部分に筋状のものが見えていたが、それが何を意味するものか、わからなかった。本図は、当初、弓をもえがく予定であったが、それは途中で放棄されたことが新しい事実としてわかった。その理由は想像するしかないが、本図の細部にまでわたる緻密な描写態度からみて、事実にもとづいて、このようにかき改めたものと考えられる。

（文化庁文化財調査官 宮島新一）